

## I 保育の理念

### 子どもの最善の利益の考慮

#### ①子どもの人権の尊重

#### ②保育方針・保育目標

[1] 理念が明文化されている。

##### 【総合判断基準】

- a) 法人・保育所の理念、保育理念を明文化しており、保育所の使命・役割を反映している。
- b) 法人・保育所の理念、保育理念を明文化しているが、法人と保育所の使命・役割の反映が十分ではない。
- c) 法人・保育所の理念、保育理念を明文化していない。

##### 【判断基準】

- ア) 法人・保育所の理念、保育理念が文書（事業計画等の法人・保育所内で作成される文書や広報誌、パンフレット等）に記載されている。
- イ) 法人・保育所の理念から、法人・保育所が実施する保育・保育サービスの内容や特性を踏まえた法人・保育所の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。
- ウ) 保育理念から、保育所の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。

[2] 理念に基づく基本方針が明文化されている。

##### 【総合判断基準】

- a) 法人・保育所の理念、保育理念に基づく基本方針を明文化しており、その内容が適切である。
- b) 法人・保育所の理念、保育理念に基づく基本方針を明文化しているが、その内容が十分ではない。
- c) 法人・保育所の理念、保育理念に基づく基本方針を明文化していない。

##### 【判断基準】

- ア) 基本方針が文書（事業計画等の法人・保育所内で作成される文書や広報誌、パンフレット等）に記載されている。
- イ) 基本方針は、法人・保育所の理念、保育理念との整合性が確保されている。
- ウ) 基本方針は、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。

[3] 理念や基本方針が職員に周知されている。

##### 【総合判断基準】

- a) 法人・保育所の理念、保育理念や基本方針を職員に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。
- b) 法人・保育所の理念、保育理念や基本方針を職員に配布しているが、理解を促すための取組が十分ではない。
- c) 法人・保育所の理念、保育理念や基本方針を職員に配布していない。

##### 【判断基準】

- ア) 理念や基本方針を会議や研修において説明している。
- イ) 理念や基本方針の周知を目的とした実践テーマを設定して会議等で討議の上で実行している。
- ウ) 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。

[4] 理念や基本方針が利用者等に周知されている。

##### 【総合判断基準】

- a) 法人・保育所の理念、保育理念や基本方針を保護者や地域の住民、関係機関等に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。
- b) 法人・保育所の理念、保育理念や基本方針を保護者や地域の住民、関係機関等に配布しているが、理解を促すための取組が十分ではない。
- c) 法人・保育所の理念、保育理念や基本方針を保護者や地域の住民、関係機関等に配布していない。

##### 【判断基準】

- ア) 理念や基本方針をわかりやすく説明した資料を作成し、理解しやすいような工夫を行っている。
- イ) 理念や基本方針を保護者会等で資料をもとに説明している。
- ウ) 理念や基本方針を保健センター、医療機関、小・中学校、NPO、子育て団体等の関係機関に対して資料を配付するとともに、説明をしている。
- エ) 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。

[5] 子どもを尊重した保育について組織で共通の理解をもつための取組を行っている。

【総合判断基準】

- a) 一人ひとりの子どもを尊重した保育について基本姿勢が明示され、組織内で共通の理解を持つための取組が行われている。
- b) 一人ひとりの子どもを尊重した保育について基本姿勢が明示されているが、組織内で共通の理解を持つための取組は行っていない。
- c) 一人ひとりの子どもを尊重した保育について基本姿勢が明示されていない。

【判断基準】

- ア) 子どもの人権の擁護に関する取組や性差への先入観による固定的な対応がないように、基本方針や計画、保育の場面の手順などに位置付け、計画的に取組、評価を行っている。
- イ) 子どもが、自分の意見を保育者などの大人にはっきり言うことができるよう配慮している。
- ウ) 子どもが、他の子どもの気持ちや発言を受け入れられるよう配慮している。
- エ) 一人ひとりの子どもの生活習慣や文化、考え方などの違いを知り、それを尊重する心を育てるよう努めている。
- オ) 子どもの人権への配慮や互いを尊重する心を育てるための具体的な取組を行っている。
- カ) 子どもの態度、服装や色、遊び方、役割などについて、性差への先入観による固定的な対応をしないように配慮している。
- キ) 育児、家事などについて、性差への先入観による固定的な対応をしないように配慮している。
- ク) 子どもの権利擁護に関する研修等に職員が参加するとともに、保育所内で共通理解をする機会を設けている。
- ケ) 子どもの人権や文化の違い、互いに尊重する心について、その方針等を保護者に示すとともに、保護者も理解できるような取組を行っている。
- コ) 文書等、子どもを主体とした表現になっている。

## II 子どもの発達援助

### 子どもの福祉を増進することに最もふさわしい生活の場

- ①健康・安全で心地よい生活
- ②子どもの主体的な生活
- ③人との関わりを育む環境

[6] 子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。

【総合判断基準】

- a) 子どもの健康管理は、マニュアルや保健計画などで全職員が共通理解し、子ども一人ひとりの健康状態に応じて適切に実施している。
- b) 子ども一人ひとりの健康状態に応じて健康管理を実施しているが、マニュアルや保健計画などはなく改善が必要である。
- c) 子ども一人ひとりの健康状態に応じた健康管理を、実施していない。

【判断基準】

- ア) 既往症や予防接種の状況について常に保護者から情報を得られるように努めている。
- イ) 子ども一人ひとりの健康状態に関する情報が関係職員に周知されている。
- ウ) 体調のすぐれない子どもについては、保護者と確認し食事の内容やその日の過ごし方について柔軟に対応している。
- エ) 子どもの体調悪化・けがなどについてはとくに留意して保護者に伝え、事後の確認をしている。
- オ) 健康管理に関するマニュアルや保健計画を作成している。

[7] 健康診断・歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。

【総合判断基準】

- a) 健康診断・歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、保育に十分反映させている。
- b) 健康診断・歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、保育に反映させているが、改善が必要である。
- c) 健康診断・歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達せず、保育に反映させていない。

【判断基準】

- ア) 健康診断・歯科健診の結果が記録され、職員に周知されている。
- イ) 家庭での保育に有効に反映されるよう、健康診断・歯科健診の結果を保護者に伝えている。
- ウ) 健康診断・歯科健診の結果を保健計画等に反映させ、保育が行われている。

【8】食事を楽しむことができる工夫をしている。

【総合判断基準】

- a) 食事を楽しむことができるよう適切な環境設定や工夫をしている。
- b) 食事を楽しむことができるよう環境設定や工夫をしているが、改善が必要である。
- c) 食事を楽しむことができるよう環境設定や工夫をしていない。

【判断基準】

- ア) 食事をする部屋としての雰囲気づくりに配慮している。
- イ) 子どもが友だちや保育士等と一緒に食事を楽しんでいる。
- ウ) 子どもが食べ物に関心を持つよう工夫している。
- エ) 個人差や食欲に応じて、量を加減できるように工夫している。
- オ) 子どもの負担になるほどに、残さず食べることを強制したり、偏食を直そうと叱ったりしていない。
- カ) 子どもが落ち着いて食事を楽しめるように工夫をしている。
- キ) 時には戸外で食べるなど、様々な食事のスタイルの工夫がある。
- ク) 子どもが育てた野菜などを料理して食べることがある。
- ケ) 子どもが配膳や後片づけなどに参加できるよう配慮している。
- コ) 調理作業をしている場面を子どもたちが見たり、言葉を交わしたりできるような工夫を行っている。
- サ) 食に関する豊かな経験ができるよう、保育の計画に位置付けている。
- シ) 子どもの生活リズムに配慮して食事やおやつを提供している。

【9】乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている。

【総合判断基準】

- a) 子どもの喫食状況を把握するなどして、献立の作成・調理が十分工夫されている。
- b) 子どもの喫食状況を把握し、献立の作成・調理が工夫されているが、改善が必要である。
- c) 子どもの喫食状況を把握せず、献立の作成・調理の工夫がされていない。

【判断基準】

- ア) 子どもの食べる量や好き嫌いなどを把握している。
- イ) 残食の調査記録や検食簿をまとめ、献立・調理の工夫に反映させている。
- ウ) 食事の献立については、旬の物や季節感のある食材を活かし、行事食なども随時取り入れている。
- エ) 食器の材質や形などに配慮している。
- オ) おやつは、できる限り手作りを心がけている。
- カ) 栄養士や調理担当者が、食事の様子を見たり、子どもたちの話を聞いたりする機会を設けている。
- キ) 子ども一人ひとりの発育状況や体調を考慮した、調理の工夫がなされている。

#### 生活と発達の連続性

- ①子ども観・発達観の理解と共有
- ②発達過程に応じた保育
- ③個人差への配慮
- ④生活の連続性

【10】子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助が行われている。

【総合判断基準】

- a) 子ども一人ひとりを受容した保育内容や保育士の援助が適切に行われている。
- b) 子ども一人ひとりを受容した保育内容や保育士の援助が行われているが改善が必要である。
- c) 子ども一人ひとりを受容した保育内容や保育士の援助が行われていない。

【判断基準】

- ア) 家庭環境や生活リズム、また身体的成長の差等から生じる子ども一人ひとりの違いを十分に把握し、尊重している。
- イ) 子どもに分かりやすい穏やかな言葉づかいで、おだやかに話している。
- ウ) 「早くしなさい」とせかさ言葉や「ダメ」「いけません」など制止する言葉を不必要に用いないようにしている。
- エ) 子どもの欲求や要求に対して、そのつど気持ちを受け止めて対応している。
- オ) 子どもの質問に対して、「待ってて」「あとで」などと言わずに、なるべくその場で対応している。
- カ) 「いや」などと駄々をこねたり、自分を表現する力が十分でない子どもの気持ちをくみとろうとしている。
- キ) 登所時に泣く子どもに対して、放っておいたり、叱ったりするのではなく、子どもの状況に応じて、抱いたり、やさしく声をかけたりしている。

[1.1] 障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。

【総合判断基準】

- a) 障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に十分な配慮がみられる。
- b) 障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育内容に配慮がみられるが改善が必要である。
- c) 障害のある子どもが安心して生活できる保育環境や保育内容について、配慮されていない。

【判断基準】

- ア) 子ども同士の関わりに配慮し、共に成長できるようにしている。
- イ) 障害の内容等に応じて建物、設備等の環境への配慮がみられる。
- ウ) 障害のある子どもの生活の質を高められるよう、その子どもの特性を活かすように遊びや全体の保育の計画が作成されている。
- エ) 障害のある子どもの特性に配慮した個別の計画が立てられている。
- オ) 保護者との連携を密にし、相互理解を図っている。
- カ) 障害児保育について保育所全体で定期的に話し合う機会を設けている。
- キ) 障害児保育に携わる者は、障害児保育に関する研修を受けている。
- ク) 必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。
- ケ) 保護者に障害児に関する適切な情報を伝えるための取組を行っている。

[1.2] 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法が配慮されている。

【総合判断基準】

- a) 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に十分配慮されている。
- b) 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されているが改善が必要である。
- c) 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されていない。

【判断基準】

- ア) 1日の生活を見通して、その連続性に配慮し、計画性をもった取組となっている。
- イ) 畳やじゅうたん、ソファなど寝転ぶことができる環境、おもいおもいに遊ぶことができる遊具などがあり、家庭的な雰囲気を感じられる。
- ウ) 長時間保育を受ける子どもに夕食や軽食が提供され、献立表にその日の夕食や軽食の内容が明記されている。
- エ) 一人ひとりの子どもの要求に応じて、抱いたり、声をかけるなど、ゆったりと接している。
- オ) 異年齢の子ども同士で遊べるように配慮されている。
- カ) 子どもの状況について、職員間の引継ぎを適切に行っている。
- キ) 保護者との連携を密にして、子どもの生活リズムに配慮している。

[1.3] 保育所の変更や家庭への移行にあたり、保育の継続性に配慮した対応を行っている。

【総合判断基準】

- a) 保育所の変更や家庭への移行にあたり保育の継続性に配慮している。
- b) 保育所の変更や家庭への移行にあたり保育の継続性への配慮が、十分ではない。
- c) 保育所の変更や家庭への移行にあたり保育の継続性に配慮していない。

【判断基準】

- ア) 保育所の変更にあたり、保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。
- イ) 保育所の変更や家庭への移行にあたり、組織として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。
- ウ) 保育所の変更や家庭への移行にあたり、保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。

## 養護と教育の一体的展開

### ①主に乳児保育における養護と教育の一体的展開

### ②主に1・2歳児の保育における養護と教育の一体的展開

### ③主に3・4・5歳児の保育における養護と教育の一体的展開

〔14〕保育所の保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育課程を編成している。

#### 【総合判断基準】

- a) 保育課程が、保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、家庭及び地域の実態に即してよく編成されている。
- b) 保育課程が、保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、家庭及び地域の実態に即して編成されているが、改善が必要である。
- c) 保育課程が、保育の方針や目標に基づき、発達過程や家庭及び地域の実態に即して編成されていない。

#### 【判断基準】

- ア) 保育課程が、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて編成されている。
- イ) 保育課程が、保育の方針や目標に基づいて編成されている。
- ウ) 保育課程が、子どもとその背景や地域の実態、また家庭の状況や保育時間などを考慮して編成されている。
- エ) 保育課程は職員全員が参画して編成している。
- オ) 保育課程の編成は、定期的に評価し、評価に基づき改善されている。

〔15〕定められた手順に従ってアセスメントを行っている。

#### 【総合判断基準】

- a) 子どもや保護者の身体状況や、生活状況等を正確に把握しており、定められた手順に従って計画的なアセスメントを行っている。
- b) 子どもや保護者の身体状況や、生活状況等を正確に把握しているが、定められた手順に従ってアセスメントを行っているが、十分ではない。
- c) 子どもや保護者の身体状況や、生活状況等を正確に把握しておらず、アセスメントの手順を定めていない。

#### 【判断基準】

- ア) 子どもや保護者の身体状況や、生活状況等を、組織が定めた統一した様式によって把握し記録している。
- イ) 必要な場合は、保護者の状況等を、組織が定めた統一した様式によって把握し記録している。
- ウ) アセスメントの定期的見直しの時期と手順を定めて実施している。
- エ) 様々な職種の関係職員（組織以外の関係者も含めて）が参加して、アセスメントを実施している。
- オ) 子どもや保護者の具体的なニーズが明示されている。

〔16〕子ども一人ひとりに着目した指導計画を適切に策定している。

#### 【総合判断基準】

- a) 子ども一人ひとりに着目した指導計画策定のための体制が確立しており、実際に機能している。
- b) 子ども一人ひとりに着目した指導計画策定のための体制が確立しているが、十分に機能していない。
- c) 子ども一人ひとりに着目した指導計画策定のための体制が確立していない。

#### 【判断基準】

- ア) 職員の適切な役割分担のもと、保育課程に基づく指導計画の作成が行われている。
- イ) 長期的な指導計画と短期的な指導計画とは関連性をもって作成されている。
- ウ) 一人ひとりの子どもの発達過程や状況に即して作成している。
- エ) 子どもの実態を把握して作成している。
- オ) 具体的なねらいが達成されるよう、環境を構成し、主体的に活動ができるよう配慮されている。
- カ) 具体的な展開にあたっては柔軟に対応できるようにしている。

〔17〕定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。

#### 【総合判断基準】

- a) 指導計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施している。
- b) 指導計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施しているが、十分ではない。
- c) 指導計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施していない。

#### 【判断基準】

- ア) 指導計画の定期的な見直しを、組織的な評価の仕組みを定めて実施している。
- イ) 子どもの活動内容や結果だけでなく、子どもの心の育ちや意欲、取り組む過程等に配慮している。
- ウ) 自らの保育実践の振り返り保育の改善に生かしている。
- エ) 個別の指導計画の見直しについては、保護者の意向の把握や説明等、配慮している。
- オ) 評価した結果をもとに次の計画の作成に生かしている。
- カ) 実際の保育に際しては、指導計画を柔軟に変更する等、状況に応じて対応している。

〔18〕 提供する保育について標準的な実施方法が文書化されそれに基づいた保育が提供されている。

【総合判断基準】

- a) 提供する保育について、標準的な実施方法が文書化され、それに基づいた保育が実施されている。
- b) 提供する保育について、標準的な実施方法が文書化されているが、それに基づいた保育の実施が十分ではない。
- c) 提供する保育について、標準的な実施方法が文書化されていない。

【判断基準】

- ア) 標準的な実施方法について、保育理念や基本方針、保育課程等に基づいて作成されている。
- イ) 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。
- ウ) 標準的な実施方法には、子どもの個性尊重や子どもや保護者のプライバシー保護の姿勢が明示されている。
- エ) 標準的な実施方法に基づいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。
- オ) 標準的な実施方法によって、保育がそれによって画一的なものとなっていない。

〔19〕 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。

【総合判断基準】

- a) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みに従って検証・見直しを行っている。
- b) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。
- c) 標準的な実施方法について、組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。

【判断基準】

- ア) 標準的な実施方法の見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。
- イ) 見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。

〔20〕 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われている。

【総合判断基準】

- a) 一人ひとりの子どもの発達状況、保育目標、生活状況についての記録があり、それぞれの子どもに関係する全職員に周知されている。
- b) 一人ひとりの子どもの発達状況、保育目標、生活状況についての記録はあるが、それぞれの子どもに関係する全職員に周知されていない。
- c) 一人ひとりの子どもの記録はあるが、発達状況、保育目標、生活状況についての適切な記録になっていない。

【判断基準】

- ア) 記録には子どもの発達状況、保育目標、生活状況の経過などが記載されている。
- イ) 記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導などの工夫をしている。
- ウ) 指導計画に基づく保育が実施されていることを記録により確認することができる。
- エ) 関係する全職員への周知の方法や取組について明示されている。

〔21〕 子どもに関する記録の管理体制が確立している。

【総合判断基準】

- a) 子どもに関する記録管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。
- b) 子どもに関する記録管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。
- c) 子どもに関する記録管理について規程が定められていない。

【判断基準】

- ア) 記録管理の責任者が設置されている。
- イ) 子どもの記録の保管、保存、廃棄に関する規程等を定めている。
- ウ) 保護者等から情報の開示を求められた場合に関する規程を定めている。
- エ) 記録の管理について個人情報保護と情報開示の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。
- オ) 発育発達状態、既往症、感染症等の発病状況については個人名等の公表をしていない。
- カ) 守秘義務の遵守を職員に周知している。
- キ) 職員は、個人情報保護法を理解し、遵守している。
- ク) 保護者に対して、個人情報の保護や開示について理解されるよう丁寧に説明している。

〔22〕子どもの状況等に関する情報を職員間で共有化している。

【総合判断基準】

- a) 一人ひとりの子どもの状況について話し合うためのケース会議を定期的かつ必要に応じて開催している。
- b) 一人ひとりの子どもの状況について話し合うためのケース会議を必要に応じて開催しているが、定期的には開催していない。
- c) 一人ひとりの子どもの状況について話し合うためのケース会議を開催していない。

【判断基準】

- ア) 子どもやその保護者についての組織における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。
- イ) 子どもやその保護者の情報を共有し、保育や支援のあり方を検討するためのケース会議を定期的かつ必要に応じて開催している。
- ウ) 子どもやその保護者についての情報や保育や支援のあり方が、ケース会議で検討され、全職員に周知されるようになっている。

〔23〕乳児保育（0歳児）のための適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。

【総合判断基準】

- a) 適切な環境が整備され、保育の内容や方法が十分配慮されている。
- b) 適切な環境が整備され、保育の内容や方法が配慮されているが、改善が必要である。
- c) 適切な環境や保育の内容・方法ともに配慮されていない。

【判断基準】

- ア) 保育室は明るく衛生的で、温かな雰囲気があり、なおかつ安全性に配慮しながら、子どもが安心して人やものとかかわれる環境が整備されている。
- イ) 心身の状態が把握され、日常の状態の観察を行うなど、保健的な配慮をしている。
- ウ) 個別の指導計画を作成するとともに、一人ひとりの子どもに応じた記録や評価を行っている。
- エ) 保育者は衛生面に配慮をしながら、子ども一人ひとりの状態に応じて丁寧なかかわりをしている。
- オ) 授乳は、子どもが要求する時に、抱いて目をあわせたり、微笑みかけたりしながらゆったりと飲ませている。
- カ) 離乳食については、家庭と連携をとりながら、一人ひとりの子どもの状況に配慮して行っている。
- キ) おむつ交換時は、やさしく声をかけたり、スキンシップをとりながら行っている。
- ク) 一人ひとりの生活リズムに合わせて食事や睡眠をとることができるように、静かな空間が確保されるとともに一人ひとりに応じた援助が行われている。
- ケ) 外気に触れたり、戸外遊びを行う機会を設けている。
- コ) 喃語(なんご)（乳児のまだ言葉にならない声）には、ゆったりとやさしく応えている。
- サ) 顔を見合ってあやしんだり、乳児とのやり取りや触れ合い遊びを行っている。
- シ) たて抱き、腹這いなど、子どもの姿勢を変えている。
- ス) 全職員にSIDSに関する必要な知識が周知され、乳児を寝かせる場合には仰向けにし、呼吸や健康状態を定期的に確認している。
- セ) 特定の保育士との継続的な関わりが保てるよう配慮している。
- ソ) 子どもの状態や育ちについて保護者に伝えるとともに、保護者の相談に応じる等、家庭と連携した取組や配慮がされている。

〔24〕1・2歳児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。

【総合判断基準】

- a) 適切な環境が整備され、保育の内容や方法が十分配慮されている。
- b) 適切な環境が整備され、保育の内容や方法が配慮されているが改善が必要である。
- c) 適切な環境や保育の内容・方法とも配慮されていない。

【判断基準】

- ア) 心身の状態が把握され、日常の状態の観察を行うなど、保健的な配慮をしている。
- イ) 子ども一人ひとりの育ちに応じて、基本的な生活習慣を身につけられるような配慮がされている。
- ウ) 基本的な習慣について、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重して関わっている。
- エ) 探索活動が十分に行えるような環境が整備され、子どもが安心して遊びを中心とした自発的な活動ができるよう、保育者がかかわっている。
- オ) 子どもの自我の育ちを受け止めるとともに、子ども同士のもめ事等に対して保育者が適切なかかわりをしている。
- カ) 様々な年齢の子どもや、保育者以外の大人と接する機会がある。
- キ) 「自分で」と言ったり、「いや」と拒否したりするなど、自己主張が強くなるが、自我が順調に育っている証拠であり、保育者は子どもの気持ちをしっかりと受けとめている。
- ク) 子どもの状態や育ちについて保護者に伝えるとともに、保護者の相談に応じる等、家庭と連携した取組や配慮がされている。

[25] 3歳以上児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。

【総合判断基準】

- a) 適切な環境が整備され、保育の内容や方法が十分配慮されている。
- b) 適切な環境が整備され、保育の内容や方法が配慮されているが改善が必要である。
- c) 適切な環境や保育の内容・方法ともに配慮されていない。

【判断基準】

- ア) 子ども一人ひとりの育ちに応じて、基本的な生活習慣の定着が図られている。
- イ) 集団の中で安定しながら、遊びを中心とした興味関心のある活動に取り組めるような環境が整えられ、保育者が適切にかかわっている。
- ウ) 集団の中で自分の力を発揮しながら、友だちとともに楽しみながら遊びや活動に取り組めるような環境が整えられ、保育者が適切にかかわっている。
- エ) 集団の中で一人ひとりの個性が活かされ、友だちと協力して一つのことをやり遂げるといった遊びや活動に取り組めるような環境が整えられ、保育者が適切にかかわっている。
- オ) 子どもの育ちや取り組んできた協同的な活動等について、保護者や地域・就学先の小学校等に伝える工夫や配慮がされている。
- カ) 様々な年齢の子どもや、保育者以外の大人との関わりがある。

[26] 小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかかわりに配慮されている。

【総合判断基準】

- a) 小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかかわりに十分配慮されている。
- b) 小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかかわりに配慮されているが、改善が必要である。
- c) 小学校との連携や就学を見通した計画や、保育の内容や方法、保護者とのかかわりに配慮されていない。

【判断基準】

- ア) 計画の中に小学校との連携や就学に関連する事項が記載され、それに基づいた保育が行われている。
- イ) 子ども同士で問題を解決し、協力して何かを作り上げるように配慮している。
- ウ) 何かに挑戦したり、知的な好奇心を伸ばすような配慮がなされている。
- エ) 小学校のことについて知ったり、小学生と交流したりすることで、子どもが小学校以降の生活について見通しを持てるようにする機会が設けられている。
- オ) 保育者が小学校教員と意見を交流したり、合同で研修したりする場が設けられている。
- カ) 保護者が小学校以降の子どもの生活について見通しを持てるような場が設けられている。
- キ) 保育所児童保育要録の作成にあたって、保護者との信頼関係を基盤に、施設長の責任のもとに関係する職員が参画している。

**環境を通して行う保育**

①保育の環境（人的環境・物的環境・空間・自然や社会事象等）

②環境の構成・再構成

[27] 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境が整備されている。

【総合判断基準】

- a) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境が十分整備されている。
- b) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境が整備されているが、改善が必要である。
- c) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境が整備されていない。

【判断基準】

- ア) 採光や換気、保温、清潔等の環境保健に配慮している。
- イ) 設備の管理や清掃、寝具の消毒や乾燥などが十分に行われ、保育所の屋内・外ともに清潔に保たれている。
- ウ) 手洗い場・トイレは、明るく清潔で、子どもが利用しやすい設備が用意され、安全への工夫がされている。
- エ) 食事や睡眠のための心地よい生活空間が確保されている。
- オ) 子どもと保育者の信頼関係が築かれ、子どもが不安になった時などにいつでも応じられるように、保育者が身近にいる。
- カ) 一人ひとりの子どもがくつろいだり落ち着ける場所がある。
- キ) 安心した環境の中で、自由に遊びに取り組めるよう配慮されている。
- ク) 保育室の環境の色彩や音、家具や遊具の素材・配置等が工夫されており、安心して豊かな活動できるように配慮されている。



[28] 子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。

【総合判断基準】

- a) 基本的な生活習慣を身につけ、身体的な活動ができるような環境が十分整備されている。
- b) 基本的な生活習慣を身につける環境や身体的な活動ができるような環境が整備されているが、改善が必要である。
- c) 基本的な生活習慣を身につけたり身体的な活動ができるような環境が整備されていない。

【判断基準】

- ア) 食事、排泄、睡眠、着脱、清潔などの基本的な生活習慣の確立ができるよう、人権に配慮した環境が整えられている。
- イ) トイレに行くことをせかしたり、強制したりせずに、一人ひとりのリズムに合わせるようにしている。
- ウ) おもらしをしたときに、その都度やさしく対応し、子どもの心を傷つけないよう配慮している。
- エ) 衣服の脱ぎ着に際して、せかしたり、着せてしまったりしないで、自分でやろうとする子どもの気持ちを大切にしている。
- オ) 子どもが自分で着脱しやすいうように、衣類の整理の仕方や着方の援助について工夫している。
- カ) 午睡時には、安心して心地よい眠りにつけるように配慮している。
- キ) 一人ひとりの状態に応じて活動と休息のバランスが保たれるように工夫している。
- ク) 自分の健康に関心を持ち、病気の予防や健康増進のための習慣や態度を身につけられるような働きかけがされている。
- ケ) 遊びの中で、子どもたちが自ら進んで体を動かすことができるような働きかけがされている。
- コ) 戸外で遊ぶ時間や空間が確保されている。
- サ) 様々な遊具や用具を使った運動や遊びを楽しむことができるような環境が工夫され、整備されている。

[29] 子どもが主体的に活動し、様々な人間関係や友だちとの協同的な体験ができるような人的・物的環境が整備されている。

【総合判断基準】

- a) 子どもが主体的に活動したり、友だちとの協同的な体験ができるような人的・物的環境が十分整備されている。
- b) 子どもが主体的に活動したり、友だちとの協同的な体験ができるような人的・物的環境が整備されているが、改善が必要である。
- c) 子どもが主体的に活動したり、友だちとの協同的な体験ができるような人的・物的環境が整備されていない。

【判断基準】

- ア) 子どもの発達段階に即した玩具や遊具などが用意されている。
- イ) 子どもが自由に素材や用具などを自分で取り出して遊べるように工夫されている。
- ウ) 子どもが自由に遊べる時間や空間が確保されている。
- エ) 子どもが友だちと協同して遊べるような機会が提供されている。
- オ) 異年齢の子どもとの交流が行われている。
- カ) 当番活動など子どもが役割を果たせるような取り組みが行われている。
- キ) 子どもが自発性を発揮できるような働きかけをしている。
- ク) 子どもたちが友だちと協同して活動できるような働きかけをしている。
- ケ) 子ども同士の関係をよりよくするような適切な言葉かけをしている。
- コ) けんかの場面では、危険のないように注意しながら、子どもたち同士で解決するように援助している。
- サ) 順番を守る、あいさつができる、物を大切に扱うなど、社会的ルールを身につけていくように配慮している。

[30] 子どもが主体的に身近な自然や社会とかかわれるような人的・物的環境が整備されている。

【総合判断基準】

- a) 子どもが主体的に身近な自然や社会とかかわれるような人的・物的環境が十分整備されている。
- b) 子どもが主体的に身近な自然や社会とかかわれるような人的・物的環境がどちらかといえば整備されている。
- c) 子どもが主体的に身近な自然や社会とかかわれるような人的・物的環境が整備されていない。

【判断基準】

- ア) 子どもが身近に動植物に接する機会をつくっている。
- イ) 庭や散歩で拾ってきた葉や木の実など、季節感のある素材を子どもたちが積極的に利用し、遊びや環境の中に取り入れている。
- ウ) 散歩や行事などで、子どもたちが主体的に地域の人たちに接する機会をつくっている。
- エ) 地域の公共機関を利用するなど、社会体験が得られる機会をつくっている。
- オ) 季節や時期、子どもの興味を考慮して、生活に変化や潤いを与える地域の伝統的な行事などを日常保育の中に取り入れている。
- カ) 季節や自然に対する興味を広げるために、関連した絵本等が準備されている。

[31] 子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。

【総合判断基準】

- a) 豊かな言語環境や様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が十分整備されている。
- b) 言語環境や様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されているが、改善が必要である。
- c) 言語環境や様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されていない。

【判断基準】

- ア) 遊びや活動の中で、様々な話し言葉に触れる機会が設けられている。
- イ) 絵本の読み聞かせや紙芝居などを積極的に取り入れている。
- ウ) 保育の環境には、写真や絵などとともに、自然な形で文字が取り入れられている。
- エ) 子どもが遊びの中で自由に歌ったり、踊ったりすることができる。
- オ) 子どもが遊びの中で自分自身の興味・関心に応じて、様々な楽器を楽しめるようになっている。
- カ) クレヨン・絵具・粘土・紙など、様々な素材や用具などを子どもが自分で考え選んで工夫して遊ぶことができるように用意されている。
- キ) 身体を使った様々な表現遊びが取り入れられている。
- ク) 子どもがいろいろな人に対して、文字や話し言葉、製作物や絵、音楽や身体表現など、様々な方法や媒体で表現する機会が数多くある。

### Ⅲ保護者に対する支援

#### 家庭との緊密な連携

- ①子どもの成長の喜びを共有
- ②保育内容等の説明・応答責任
- ③子育てに関する相談・援助
- ④保護者への個別支援

[32] 子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。

【総合判断基準】

- a) 食を通して、保護者が食育に関心を持てるような十分な取組をしている。
- b) 食を通して、保護者が食育に関心を持てるような具体的な取組をしているが、改善が必要である。
- c) 食を通して、保護者が食育に関心を持てるような具体的な取組をしていない。

【判断基準】

- ア) 食育の計画を作成し評価するとともに、家庭との連携についても計画的に進められている。
- イ) 家庭での食事の状況を把握している。
- ウ) 献立表をわかりやすく作成し、事前に配布している。
- エ) レシピを提示するなどし、保護者に保育所で提供する食事に対する関心を促している。
- オ) 保護者が試食できる機会を設けるなど、栄養・味付け・食べ方等、保育所で配慮していることを知らせている。
- カ) サンプルを掲示し、その日の献立や量を子どもや保護者にも知らせている。
- キ) 食材や食器の素材の安全性に留意し、保護者にも伝えている。
- ク) 発育期にある子どもの食事の重要性を保護者に伝えている。
- ケ) 保護者からの食に関する相談・助言体験の機会を設けたり、保護者が食育に関心を持つような取組をしている。

[33] 家庭と子どもの保育が密接に関連した保護者支援を行っている。

【総合判断基準】

- a) 送迎の際の対話や連絡帳への記載などの日常的な情報交換に加えて、別の機会を設けて相談に応じたり個別面談などを行っている。
- b) 送迎の際の対話や連絡帳への記載などの日常的な情報交換や、個別面談などは行っているが、改善が必要である。
- c) 送迎の際の対話や連絡帳への記載などの日常的な情報交換や、個別面談などは行っていない。

【判断基準】

- ア) 個別の相談や送迎の際の対話など記録等によってそのことが確認できる。
- イ) 連絡帳への記載などの日常的な情報交換を行っている。
- ウ) 様々な機会を活用して、保護者と共に子どもの成長の喜びを共有できるよう様々な支援をしている。
- エ) 日々のコミュニケーションにより、保護者との信頼関係がつけられている。
- オ) 家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録されている。

〔34〕子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通の理解を得るための機会を設けている。

【総合判断基準】

- a) 懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者の保育参加など、保護者と共通理解を得るための機会を十分に設けている。
- b) 懇談会などの話し合いの場を設けているが、保護者と共通理解を得るためには改善が必要である。
- c) 懇談会などの話し合いの場、保護者と共通理解を得るための機会を設けていない。

【判断基準】

- ア) 保護者に保育の意図や保育についての理解を促す機会を設けている。
- イ) 保護者との相互理解のために懇談会などの話し合いの場を設けている。
- ウ) 保護者の保育参加など、保護者と共通理解を得るための機会を設けている。

〔35〕虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。

【総合判断基準】

- a) 虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われている子どもの早期発見及び虐待の予防に積極的に努めている。
- b) 虐待に対応できる保育所内の体制の下、虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見に努めているが、取り組みの改善が必要である。
- c) 不適切な養育や虐待を疑われる子どもの早期発見や虐待の予防に努めていない。

【判断基準】

- ア) 不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見に努めている。
- イ) 子どもの心身の状態に配慮している。
- ウ) 養育が不適切になる恐れがあると思われる場合には、常に予防的に精神面、生活面を援助している。
- エ) 保護者や家族の養育状態、特に不適切な養育状態の把握に努めている。
- オ) 児童虐待及びその防止に関して保護者への啓発に努めている。
- カ) 職員に対して不適切な養育や虐待が疑われる子どもの特徴をはじめ、虐待に関する理解を促すための取組を行っている。
- キ) 児童虐待を発見した場合の対応等についてマニュアルを整備している。
- ク) マニュアルに基づく職員研修を実施している。

**地域における子育て支援**

- ①保育所機能の開放
- ②関係機関との連携
- ③情報提供

〔36〕子どもと地域とのかかわりを大切にしている。

【総合判断基準】

- a) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っている。
- b) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。
- c) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。

【判断基準】

- ア) 保育所と地域との関わり方について、子どもの社会体験や地域の中での子育ての視点から基本的な考え方を計画等に位置付けている。
- イ) 基本的な考え方や計画に基づいて実践・評価を行い、次の計画の作成に生かしている。
- ウ) 活用できる社会資源や地域の情報を収集し、職員間で共通理解がされている。また、文書や掲示等で保護者等に情報を提供している。
- エ) 子どもが地域の行事や活動に積極的に参加する機会や職員やボランティアが協働する体制が整っている。
- オ) 地域の人々との交流の機会を定期的に設けている。
- カ) 民生委員・児童委員や自治会、NPO等の地域団体と連携した取組を行っている。
- キ) 中高生などの保育体験を受入れるに当たり、受入れの意義や方針が全職員に理解され、受入れの担当者も決められている。

〔37〕地域の福祉ニーズを把握している。

【総合判断基準】

- a) 地域の具体的な福祉・子育てニーズを把握するための取組を行っている。
- b) 地域の具体的な福祉・子育てニーズを把握するための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 地域の具体的な福祉・子育てニーズを把握するための取組を行っていない。

【判断基準】

- ア) 関係機関・団体との連携に基づき、具体的な福祉・子育てニーズの把握に努めている。
- イ) 子育て支援センターや子育て支援関連機関・団体、民生委員・児童委員等と定期的な会議を開催する等によって、具体的な福祉・子育てニーズの把握に努めている。
- ウ) 地域住民に対する相談事業を実施すること等を通じて、具体的な福祉・子育てニーズの把握に努めている。

[38] 地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。

【総合判断基準】

- a) 把握した福祉・子育てニーズに基づいた事業・活動の計画があり、実施されている。
- b) 把握した福祉・子育てニーズに基づいた事業・活動の計画があるが、実施されていない。
- c) 把握した福祉・子育てニーズに基づいた、事業・活動の計画がない。

【判断基準】

- ア) 把握した保育・子育て・福祉ニーズ等に基づいて実施した具体的な事業・活動がある。
- イ) 把握した保育・子育て・福祉ニーズ等に基づいた具体的な事業・活動を、中・長期計画や事業計画、保育の計画等の中に示している。
- ウ) 計画や実施された活動に対する評価が行われている。

[39] 保育所が有する機能を地域に還元している。

【総合判断基準】

- a) 保育所が有する機能を、地域の保護者や子どもに開放・提供する取組を行っている。
- b) 保育所が有する機能を、地域の保護者や子どもに開放・提供する取組を行っているが、十分ではない。
- c) 保育所が有する機能を、地域の保護者や子どもに開放・提供する取組を行っていない。

【判断基準】

- ア) 地域の保護者や子どもが保育所に遊びに来る機会を設けている。
- イ) 電話・来園による子育て相談、障害児やその家族等に対する相談支援事業を行っている。
- ウ) 子育て支援サークルへの支援（地域の子育て家庭の親子が定期的に集まる機会、地域の子育て家庭の親子と園に通っている親子が交流する機会等）、地域の保健所や保健センター等と連携した支援事業等、地域ニーズに応じ子育て家庭が自由に参加できる多様な支援活動を行っている。
- エ) 保育に関する研修会、子育てに役立つ講演会等を開催して、地域へ参加を呼びかけている。
- オ) 関係機関等と連携しながら、子育て支援の活動や子育て情報を地域に提供している。
- カ) パンフレットや要覧等を地域の保護者に配布（その他ホームページ等、誰もが容易に入手できる広報媒体）するとともに、園外向けの掲示板やポスター等で、園の様子や行事などについて、地域の人に見てもらえるようにしている。
- キ) 一時保育のための環境の整備に配慮するとともに、担当者が決められている。
- ク) 一人ひとりの子どもの日々の状態を把握し、一時保育の子どもと通常保育の子どもとの交流に配慮している。
- ケ) 一時保育を利用する保護者とのコミュニケーションを積極的にとれるように配慮している。
- コ) 地域の子育て中の保護者や一時保育を利用する子どもの必要なケースについて相談にに応じている。

[40] 必要な社会資源を明確にしている。

【総合判断基準】

- a) 保育所の役割や機能を達成するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示し、その情報が職員間で共有されている。
- b) 保育所の役割や機能を達成するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示しているが、その情報が職員間で共有されていない。
- c) 保育所の役割や機能を達成するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。

【判断基準】

- ア) 子どもの保育の様々な場面に対応できる社会資源を明示し、当該地域の関係機関・団体について、その機関・団体との連携の必要性を含めたリストや資料を作成している。
- イ) 職員会議で説明する等職員間で情報の共有化が図られている。
- ウ) 必要な情報を保護者に提供している。

[41] ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。

【総合判断基準】

- a) ボランティアを受入れるに当たり、受入れの意義や方針が全職員に理解され、受入れの担当者も決められている。
- b) ボランティアを受入れるに当たり、受入れの意義や方針が全職員に理解されているが、受入れの担当者が決められていない。
- c) ボランティアを受入れるに当たり、受入れの意義や方針が全職員に理解されていない。

【判断基準】

- ア) ボランティア受入れに関する意義・方針を明文化している。
- イ) ボランティア受入れに関する意義・方針を会議等で職員に説明している。
- ウ) ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。
- エ) ボランティアに対して必要な説明や研修等を行っている。

[42] 関係機関等との連携が適切に行われている。

【総合判断基準】

- a) 関係機関・団体と定期的な連携の機会を確保し、具体的な課題や事例等の検討を行っている。
- b) 関係機関・団体と定期的な連携の機会を確保しているが、具体的な課題や事例等の検討は行っていない。
- c) 関係機関・団体と定期的な連携の機会を確保していない。

【判断基準】

- ア) 小学校、医療機関、児童相談所、民生委員・児童委員や自治会、NPO等の地域団体等関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。
- イ) 児童相談所、子育て支援センター、保育所、幼稚園、小学校、民生委員・児童委員等で構成される、要保護児童対策地域協議会に参加し、児童虐待の防止・早期発見等に努めている。
- ウ) 虐待を受けていると疑われる子どもの保護者への対応について、照会、通告を含む児童相談所など関係機関との連携体制が整備されている。
- エ) 地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を積極的に行っている。
- オ) 地域に適当な関係機関・団体が無い場合には、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。

[43] 保育所利用希望者に対し、選択に必要な情報を提供している。

【総合判断基準】

- a) 利用希望者が園を選択するために必要な情報を積極的に提供している。
- b) 利用希望者が園を選択するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。
- c) 利用希望者が園を選択するために必要な情報を提供していない。

【判断基準】

- ア) 保育所の保育の理念や内容の情報をわかりやすく提供できるよう工夫している。
- イ) 理念や、保育内容等を紹介した資料を、公共施設等多数の人が手にすることができる場所に置いている。
- ウ) 保育所を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるように工夫している。
- エ) 料金や重要事項の説明は、利用者が理解しやすい言葉で記載している。
- オ) 誇大表現や紛らわしい表現を用いていない。
- カ) インターネットを利用して、組織を紹介したホームページ等を作成し公開している。

[44] 保育の開始にあたり保護者等に説明し同意を得ている。

【総合判断基準】

- a) 保育の開始にあたり、組織が定める様式に基づき保護者等にわかりやすく説明を行っている。
- b) 保育の開始にあたり、組織が定める様式に基づき保護者等に説明を行っているが、十分ではない。
- c) 保育の開始にあたり、組織が定める様式に基づき保護者等に説明を行っていない。

【判断基準】

- ア) 利用の説明にあたっては、保育や料金等が具体的に記載された説明資料等を用意して、保護者に説明している。
- イ) 説明にあたっては、一方的ではなく保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。
- ウ) 資料の内容は、保護者にわかりやすいように工夫している。
- エ) 見学、体験利用等の希望にその都度対応し、わかりやすく説明している。
- オ) 説明した事柄であっても、質問等には丁寧に対応している。
- カ) 利用開始にあたっては、保育の理念や内容、料金等について、保護者等の同意を得た上でその内容を書面で残している。

#### IV 保育を支える組織的基盤

##### 健康及び安全の実施体制

##### ①健康の保持及び増進

##### ②安全・衛生管理

##### ③家庭や保健・医療機関等との連携

[45] 緊急時（事故、感染症の発生時など）における子ども利用者の安全確保のための体制が整備されている。

【総合判断基準】

- a) 事故、感染症の発生時などの緊急時に、子どもの安全確保のために、組織として体制を整備し機能している。
- b) 事故、感染症の発生時などの緊急時に、子どもの安全確保のために、組織として体制を整備しているが、十分に機能していない。
- c) 事故、感染症の発生時などの緊急時に、子どもの安全確保のために、組織として体制を整備していない。

【判断基準】

- ア) 施設長は子どもの安全確保の取組について、リーダーシップを発揮している。
- イ) 子どもの安全確保に関する担当者（担当部署）を設置し、担当者を中心にして、定期的に安全確保に関する検討会を開催している。
- ウ) 検討会や周知のための研修を定期的に行い、全職員が参加している。
- エ) リスクの種類別に、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。
- オ) リスクの種類別に、ガイドライン等を基にマニュアル等を作成し全職員に周知している。
- カ) 保護者への情報提供が適切になされている。

[46] 災害時に対する子ども利用者の安全確保のための取組を行っている。

【総合判断基準】

- a) 地震、津波、大雪などの災害に対して、子どもの安全確保のための取組を積極的に行っている。
- b) 地震、津波、大雪などの災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 地震、津波、大雪などの災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っていない。

【判断基準】

- ア) 立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じている。
- イ) 災害時に対応できるマニュアルがあり対応体制が決められている。
- ウ) 利用者及び職員の安否確認の方法が決められ、全職員に周知されている。
- エ) 食料や備品類などの備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。
- オ) 地元の消防署、警察、自治会など連携するなど工夫して訓練を実施している。

[47] 子どもの安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。

【総合判断基準】

- a) 子どもの安全を脅かす事例を組織として収集し、要因分析と対応策の検討を行い実行している。
- b) 子どもの安全を脅かす事例を組織として収集しているが、要因分析と対応策の検討が十分ではない。
- c) 子どもの安全を脅かす事例を組織として収集していない。

【判断基準】

- ア) 子どもの安全を脅かす事例の収集を職員の参画のもとで検証し、その仕組みを整備した上で未然防止策を検討している。
- イ) 職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。
- ウ) 事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。
- エ) 事故防止のためのチェックリスト等があり活用している。
- オ) 遊具や備品等の安全基準や規格について理解し、定期的に専門的点検を行うなどしている。

[48] アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。

【総合判断基準】

- a) アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、専門的な指示を受け、保護者と連携し、適切に対応している。
- b) アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、専門的な指示を受け対応しているが改善が必要である。
- c) アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、専門的な指示を受けず、適切に対応していない。

【判断基準】

- ア) 主治医等による細かい指示のもと、保育所での生活に配慮をしている。
- イ) 食事の献立や除去期間などに関する主治医等からの指示がある。
- ウ) アトピー性皮膚炎・食物アレルギーの子どもに対して、主治医等の指示のもと、子どもの状況に応じて適切な対応を行っている。
- エ) 食事の提供において、他の子どもたちとの相違に配慮している。

[49] 調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時に対応できるような体制が整備されている。

【総合判断基準】

- a) 調理場、水周りなどの衛生管理のためのマニュアルがあり、常に清潔に保つなど適切に実施されている。
- b) 調理場、水周りなどの衛生管理のためのマニュアルはあるが、適切に実施されず改善が必要である。
- c) 調理場、水周りなどの衛生管理のためのマニュアルがなく、適切に実施されていない。

【判断基準】

- ア) 施設長等は衛生管理の取組について、リーダーシップを発揮している。
- イ) 衛生管理等に関する担当者・担当部署を設置している。
- ウ) 担当者等を中心にして、定期的に衛生管理に関する検討会を開催している。
- エ) 衛生管理マニュアル等を作成し職員に周知、研修を行っている。
- オ) マニュアルは定期的に見直しを行っている。

## 職員の資質向上

- ①保育の計画
- ②保育士等の自己評価
- ③保育所の自己評価
- ④研修

【50】定期的に自己評価を行う体制を整備している。

### 【総合判断基準】

- a) 保育の質について、自己評価、第三者評価等、定期的に評価を行う体制が整備され機能している。
- b) 保育の質について、自己評価、第三者評価等、定期的に評価を行う体制が整備されているが、十分に機能していない。
- c) 保育の質について、自己評価、第三者評価等、定期的に評価を行う体制が整備されていない。

### 【判断基準】

- ア) 評価に対する組織としての姿勢が明示され、それに基づいて具体的な評価の方法や体制が整備されている。
- イ) 保育士の自己評価と関連した保育所の自己評価を「自己評価ガイドライン」等に基づいて、定期的に行っている。
- ウ) 評価に関する担当者・担当部署が設置されている。
- エ) 評価結果を分析・検討する場が、組織として定められ実行されている。
- オ) 評価結果が保育の質の向上に結びついている。
- カ) 保育所の自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。

【51】保育士等が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。

### 【総合判断基準】

- a) 保育士等が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が十分図られている。
- b) 保育士等が自己評価に取り組んでいるが、保育の改善が図られていない。
- c) 保育士等が主体的に自己評価に取り組んでいない。

### 【判断基準】

- ア) 保育士等が、記録や職員間の話し合い等を通じて自らの保育実践を振り返ることにより、自己評価に取り組んでいる。
- イ) 自己評価に当たって、子どもの活動やその結果だけでなく、子どもの心の育ちや意欲、取り組む過程に配慮している。
- ウ) 保育士が自己評価により、自らの保育実践を振り返り、改善や専門性の向上に努めている。
- エ) 保育士の自己評価を「自己評価ガイドライン」等に基づいて、定期的に行っている。
- オ) 保育士等の自己評価が互いの学び合いや意識の向上につながっている。

【52】評価結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善実施計画を立て実施している。

### 【総合判断基準】

- a) 評価結果を分析し、明確になった園の良さや組織として取り組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。
- b) 評価結果を分析し、園の良さや組織として取り組むべき課題を明確にしているが、改善策や改善実施計画を立て実施するまでに至っていない。
- c) 評価結果を分析し、組織として取り組むべき課題を明確にしていない。

### 【判断基準】

- ア) 職員の参画により評価結果の分析を行っている。
- イ) 分析した結果やそれに基づく園の保育の良さや課題が文書化され公表されている。
- ウ) 職員間で課題の共有化が図られている。
- エ) 評価結果から明確になった園の良さや課題について、職員の参画のもとで改善策や改善実施計画を策定する仕組みがある。
- オ) 改善策や改善実施計画の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて計画の確認や見直しを行っている。

【53】必要な人材に関する具体的なプランが確立している。

### 【総合判断基準】

- a) 目標とする保育の質を確保するための、必要な人材や人員体制に関する具体的なプランが確立しており、それに基づいた人事管理が実施されている。
- b) 目標とする保育の質を確保するための、必要な人材や人員体制に関する具体的なプランが確立しているが、それに基づいた人事管理が十分ではない。
- c) 目標とする保育の質を確保するための、必要な人材や人員体制に関する具体的なプランが確立していない。

### 【判断基準】

- ア) 必要な人材や人員体制に関する基本的な考え方や、人事管理に関する方針が確立している。
- イ) 有資格職員の配置等、必要な人材や人員体制について具体的なプランがある。
- ウ) プランに基づいた人事管理が実施されている。

[54] 人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。

【総合判断基準】

- a) 客観的な基準に基づき、定期的な人事考課を実施している。
- b) 定期的な人事考課を実施しているが、客観的な基準に基づいて行われていない。
- c) 定期的な人事考課を実施していない。

【判断基準】

- ア) 施設長を始め、職員が人事考課の目的や効果を正しく理解している。
- イ) 職員数が少ないところについては、職務に関わる個別面接を年1回以上行っている。
- ウ) 具体的な方策によって客観性や透明性の確保が図られ職員の意識向上につながっている。
- エ) 職員一人ひとりの自己評価と関連付けて人事考課を実施している。

[55] 職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。

【総合判断基準】

- a) 職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築されている。
- b) 職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。
- c) 職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。

【判断基準】

- ア) 職員の有給休暇の消化率や時間外労働のデータ、疾病状況を定期的にチェックしている。
- イ) 把握した職員の意向・意見や就業状況チェックの結果を、分析・検討する担当者や担当部署等を設置している。
- ウ) 分析した結果について、改善策を検討する仕組みがある。
- エ) 改善策については、人材や人員体制に関する具体的なプランに反映し実行している。
- オ) 定期的に職員との個別面接の機会を設ける等、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。
- カ) 希望があれば職員が相談できるように、カウンセラーや専門家と連携している。

希望があれば職員が相談できるように、カウンセラーや専門家と連携している。

【総合判断基準】

- a) 職員の福利厚生や健康を維持するための取組を実施している。
- b) 職員の福利厚生や健康を維持するための取組を実施しているが、十分ではない。
- c) 職員の福利厚生や健康を維持するための取組を実施していない。

【判断基準】

- ア) 職員の希望の聴取等をもとに、福利厚生センターへの加入等、総合的な福利厚生事業を実施している。
- イ) 職員の悩み相談窓口を組織内に設置し、または関係機関等と連携して、解決に向けた体制が整備されている。
- ウ) 働きやすい職場の雰囲気やコミュニケーションがうまく取れるような具体的な配慮を組織として行っている。

[57] 職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。

【総合判断基準】

- a) 組織として職員の教育・研修に関する基本姿勢・研修体制が明示されている。
- b) 組織として職員の教育・研修に関する基本姿勢・研修体制が明示されているが、十分ではない。
- c) 組織として職員の教育・研修に関する基本姿勢・研修体制が明示されていない。

【判断基準】

- ア) 組織が目指す保育を実施するために、基本方針や中・長期計画や事業計画等の中に、組織が職員に求める基本的姿勢や意識を明示している。
- イ) 現在実施している保育や目標を踏まえて、基本方針や中・長期計画や事業計画の中に、組織が職員に求める専門性を明示している。
- ウ) 組織としての研修の目的や方法を明示している。

[58] 個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。

【総合判断基準】

- a) 職員一人ひとりについて、基本姿勢に沿った教育・研修計画が策定され、計画に基づいた具体的な取組が行われている。
- b) 職員一人ひとりについて、基本姿勢に沿った教育・研修計画が策定されているが、計画に基づいた具体的な取組が十分に行われていない。
- c) 職員一人ひとりについて、基本姿勢に沿った教育・研修計画が策定されていない。

【判断基準】

- ア) 職員一人ひとりについて、基本姿勢に沿った教育・研修計画が策定されている。
- イ) 個別の職員の知識、技術水準、技能の必要性などを把握している。
- ウ) 策定された教育・研修計画に基づき、実際に計画に従った教育・研修が実施されている。
- エ) 園の状況に合わせて様々な手法により研修を行っている。



[59] 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。

【総合判断基準】

- a) 研修成果の評価が定期的に行われるとともに、次の研修計画に反映されている。
- b) 研修成果の評価が定期的に行われているが、次の研修計画に反映されていない。
- c) 研修成果の評価が定期的に行われていない。

【判断基準】

- ア) 研修を終了した職員は、報告レポートを作成している。
- イ) 研修を終了した職員が、研修内容を発表する機会を設けている。
- ウ) 報告レポートや発表、当該職員の研修後の業務等によって、研修成果に関する評価・分析を行っている。
- エ) 研修担当者を設置し、体系的、計画的に評価・分析された結果を次の研修計画に反映している。
- オ) 評価・分析された結果に基づいて、研修内容やカリキュラムの見直しを行っている。

[60] 実習生の受入れと育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、積極的な取組をしている。

【総合判断基準】

- a) 実習生の受入れと育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。
- b) 実習生の受入れと育成について体制を整備しているが、効果的な育成プログラムが用意されていない等、積極的な取組には至っていない。
- c) 実習生の受入れと育成について体制を整備しておらず、実習生を受入れていない。

【判断基準】

- ア) 実習生受入れに関する意義・方針を明文化している。
- イ) 実習生受入れに関する意義・方針を会議等で職員に説明している。
- ウ) 実習生の受入れについて、受入れについての連絡窓口、事前説明、オリエンテーションの実施方法等の項目が記載されたマニュアルが整備されている。
- エ) 受入れにあたっては、保育士養成校との覚書を取り交わす等によって、実習における責任体制を明確にしている。
- オ) 実習指導者に対する研修を実施している。
- カ) 実習内容全般を計画的に学べるようなプログラムを用意している。
- キ) 保育士養成校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。

**運営・管理・社会的責任**

**①法令等の遵守**

**②個人情報の取扱と苦情解決の責任**

**③施設長の責務**

[61] 中・長期計画が策定されている。

【総合判断基準】

- a) 経営や保育・保育サービスに関する、中・長期計画及び中・長期の収支計画を策定している。
- b) 経営や保育・保育サービスに関する、中・長期の計画を策定している。
- c) 経営や保育・保育サービスに関する、中・長期計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。

【判断基準】

- ア) より質の高い保育を行うためのビジョン（目標や展望）を明確にしている。
- イ) 保育内容、組織体制（職員体制、人材育成等）、設備の整備等の現状を分析し、園の良さや独自性等を再確認するとともに課題や問題点を明らかにしている。
- ウ) 中・長期計画は、園の良さや独自性等の更なる充実と明らかになった課題や問題点の解決に向けた具体的な内容になっている。
- エ) 中・長期計画に基づく取組を行っている。
- オ) 中・長期計画は必要に応じて再確認や見直しを行っている。
- カ) 事業計画を踏まえた予算書が策定されている。
- キ) 予算書と実績との対比・分析がなされており、対応を検討している。
- ク) 人件費の増減の予測を行っている。
- ケ) 地域の年齢別の子ども数の増減を把握している。
- コ) 増改築等の特別の支出の必要性を把握している。

〔62〕 中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。

【総合判断基準】

- a) 各年度の事業計画は、中・長期計画の内容及び中・長期の収支計画の内容を反映して策定されている。
- b) 各年度の事業計画は、中・長期計画の内容または中・長期の収支計画の内容のどちらかのみを反映させている。
- c) 各年度の事業計画は、中・長期計画の内容も中・長期の収支計画の内容も反映していない。

【判断基準】

- ア) 事業計画には、施設改修、人材育成、子育て支援等、中・長期計画の内容を反映した各年度における事業内容が具体的に示されている。
- イ) 事業計画は、実行可能かどうか、具体的な活動や数値目標等によって実施状況の評価を行えるかどうかについて配慮がなされている。
- ウ) 事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。
- エ) 事業計画は、中・長期の収支計画の内容を反映している。

〔63〕 事業計画の策定が組織的に行われている。

【総合判断基準】

- a) 各計画が、職員等の参画のもとで策定されるとともに、実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われている。
- b) 各計画が、職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われていない。
- c) 各計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。

【判断基準】

- ア) 年度終了時はもとより、年度途中にあっても、あらかじめ定められた時期、手順に基づいて事業計画の実施状況の把握、評価を行っている。
- イ) 評価の結果に基づいて各計画の再確認や見直しを行っている。
- ウ) 各計画の策定にあたり、関係職員の参画や意見の集約・反映の仕組みが組織として定められている。

〔64〕 事業計画が職員に周知されている。

【総合判断基準】

- a) 事業計画を職員に配布して周知をはかるとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。
- b) 事業計画を職員に配布して周知をはかっているが、理解を促すための取組が十分ではない。
- c) 事業計画を職員に配布していない。

【判断基準】

- ア) 事業計画を配布し、会議や研修において説明している。
- イ) 事業計画をわかりやすく説明し、職員も参画している（意識を高める）ことが理解しやすいような工夫を行っている。
- ウ) 職員に対して、事業計画の進捗状況を報告、確認し、継続的な取組を行っている。

〔65〕 事業計画が保護者等に周知されている。

【総合判断基準】

- a) 各計画を保護者等に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。
- b) 各計画を保護者等に配布しているが、理解を促すための取組が十分ではない。
- c) 各計画を保護者等に配布していない。

【判断基準】

- ア) 保護者等に各計画をわかりやすく説明した資料を作成する等によって、より理解しやすいような工夫を行っている。
- イ) 各計画を保護者会等で資料をもとに説明している。

〔66〕 利用者満足の上を意図した仕組みを整備し、取組を行っている。

【総合判断基準】

- a) 利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。
- b) 利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。
- c) 利用者満足を把握するための仕組みが整備されていない。

【判断基準】

- ア) 利用者（子ども・保護者）の意向に関する調査を定期的に行っている。
- イ) 利用者（子ども・保護者）の意向を把握する目的で、子どもの意向の把握、保護者への個別の相談面接や聴取、保護者懇談会、保育参加の機会の設置などを通して把握に努めている。
- ウ) 利用者満足に関する調査の実施、把握した結果を分析・検討するために、利用者参画のもとで検討会議の設置等が行われている。
- エ) 分析・検討の結果に基づいて具体的な改善を行っている。
- オ) 保護者に対して、利用者満足の上について文書の配布や説明の機会をつくるとともに、その結果についての情報も提供している。

〔67〕 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。

【総合判断基準】

- a) 保護者が相談したり意見を述べたい時に相談方法や相談相手を選択できる環境が整備され、そのことを保護者に伝えるための取組が行われている。
- b) 保護者が相談したり意見を述べたい時に相談方法や相談相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを保護者に伝えるための取組が十分ではない。
- c) 保護者が相談したり意見を述べたい時に相談方法や相談相手を選択できる環境が整備されていない。

【判断基準】

- ア) 保護者の相談や意見等に対する保育所の姿勢を明示し、保護者に周知している。
- イ) 保護者が、複数の相談方法や相談相手の中から自由に選べることを、わかりやすく説明した文書を作成している。
- ウ) 保護者等に、その文書を配布したり、わかりやすい場所に掲示している。
- エ) 相談や意見を述べやすいようなスペースの確保に配慮している。

〔68〕 子ども・保護者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。

【総合判断基準】

- a) 子ども・保護者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、職員に周知するための取組を行っている。
- b) 子ども・保護者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、職員に周知する取組が十分ではない。
- c) 子ども・保護者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していない。

【判断基準】

- ア) 子ども・保護者のプライバシー保護についての姿勢が明示されている。
- イ) 子ども・保護者のプライバシー保護について、規程・マニュアル等の整備をし、施設・設備面での工夫をする等、組織として具体的に取り組んでいる。
- ウ) 子ども・保護者のプライバシー保護に関する基本的知識、社会福祉事業に携わる者に求められる姿勢・意識、子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等について、職員に研修を実施している。
- エ) 規程・マニュアル等に基づいた取組が実施されている。
- オ) 保護者に対して、プライバシー保護についての姿勢や取組が周知されている。

〔69〕 苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。

【総合判断基準】

- a) 苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。
- b) 苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。
- c) 苦情解決の仕組みが確立していない。

【判断基準】

- ア) 苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置）を整備している。
- イ) 苦情解決の仕組みを説明した資料を保護者等に配布、説明しているとともに、わかりやすく説明した掲示物を掲示している。
- ウ) 苦情への検討内容や対応策を、保護者等に必ずフィードバックしている。
- エ) 苦情を申し出た保護者等に配慮した上で、苦情内容及び解決結果等を公表し、説明している。
- オ) 保護者に対して、苦情記入カードの配布や匿名アンケート実施など苦情を申し出やすい工夫を行っている。
- カ) 苦情を受けつけて解決を図った記録が適切に保管されている。

〔70〕 施設長管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。

【総合判断基準】

- a) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。
- b) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。
- c) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。

【判断基準】

- ア) 施設長は、自らの役割と責任について、文書化するとともに、会議や研修において表明している。
- イ) 施設長は、自らの役割と責任について表明し、専門性の向上に努めている。
- ウ) 平常時のみならず、有事（災害、事故等）における施設長の役割と責任について、明確化されている。

〔71〕 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。

【総合判断基準】

- a) 施設長自ら、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。
- b) 施設長自ら、遵守すべき法令等を正しく理解するための取り組みを行っているが、十分ではない。
- c) 施設長自ら、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。

【判断基準】

- ア) 施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会等に参加している。
- イ) 施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、リスト化する等の取組を行っている。
- ウ) 施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。

〔72〕 質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。

【総合判断基準】

- a) 施設長は、保育の質の向上に意欲を持ち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。
- b) 施設長は、保育の質の向上に意欲を持ち、組織としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
- c) 施設長は、保育の質の向上に関する組織の取組について指導力を発揮していない。

【判断基準】

- ア) 施設長は、保育の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。
- イ) 施設長は、保育の質の向上について、職員の意見を取り入れるための具体的な取組を行っている。
- ウ) 施設長は、保育の質に関して園のよさや課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。
- エ) 施設長は、保育の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。

〔73〕 経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮している。

【総合判断基準】

- a) 施設長は、経営や業務の効率化と改善に向けた取組に十分な指導力を発揮している。
- b) 施設長は、経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
- c) 施設長は、経営や業務の効率化と改善に向けた取組について指導力を発揮していない。

【判断基準】

- ア) 施設長は、子どもの最善の利益を考慮し経営や業務の効率化と改善に向けて、人事、労務、財務等の面から分析を行っている。
- イ) 施設長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。
- ウ) 施設長は、上記について、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。
- エ) 施設長は、経営や業務の効率化や改善のために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。

〔74〕 事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。

【総合判断基準】

- a) 事業経営をとりまく環境を的確に把握するための取組を行っている。
- b) 事業経営をとりまく環境を的確に把握するための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 事業経営をとりまく環境を把握するための取組を行っていない。

【判断基準】

- ア) 社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握するための方法を持っている。
- イ) 子どもの数や世帯構成等について、保育所が位置する地域での特徴・変化等を把握している。
- ウ) 福祉サービス全体に対するニーズ、潜在的利用者に関するデータ等を収集している。
- エ) 把握された情報やデータが、中・長期計画や各年度の事業計画に反映されている。

〔75〕 経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取組を行っている。

【総合判断基準】

- a) 経営状況を分析して課題を発見するとともに、改善に向けた取組を行っている。
- b) 経営状況を分析して課題を発見する取組を行っているが、改善に向けた取組を行っていない。
- c) 経営状況を分析して課題を発見する取組を行っていない。

【判断基準】

- ア) 定期的にコスト分析や在園児の推移等の分析を行っている。
- イ) 改善に向けた取組が、中・長期計画や各年度の事業計画に反映されている。
- ウ) 経営状況や改善すべき課題について、職員に周知したり、一緒に検討している。

[76] 外部監査が実施されている。

【総合判断基準】

- a) 外部監査を実施しており、その結果に基づいた経営改善を実施している。
- b) 外部監査を実施しているが、その結果に基づいた経営改善が十分ではない。
- c) 外部監査を実施していない。

【判断基準】

- ア) 外部監査を定期的実施している。
- イ) 外部監査の結果や、公認会計士等による指導や指摘事項に基づいて、経営改善を実施している。

[77] 保護者からの意見等に対して迅速に対応している。

【総合判断基準】

- a) 保護者からの意見等に対する姿勢に基づく対応マニュアルを整備し、迅速に対応している。
- b) 保護者からの意見等に対する姿勢に基づく対応マニュアルを整備しているが、迅速に対応していない。
- c) 保護者からの意見等に対する姿勢に基づく対応マニュアルを整備していない。

【判断基準】

- ア) 保護者からの意見等に対しての組織としての姿勢が明示されている。
- イ) 組織としての姿勢を具体化し、意見や提案を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について規定したマニュアルを整備、全職員に周知している。
- ウ) 対応マニュアルに沿った取組がなされており、意見や提案のあった保護者には、検討に時間がかかる場合も状況を速やかに報告している。
- エ) 対応マニュアルや具体的な対応方法、対応事例について検討し、定期的な見直しを行っている。
- オ) 苦情や意見等を保育等の改善に反映している。